

赤い羽根共同募金 「令和2年度福祉のまちづくり支援事業」 助成事業募集のご案内

岩手県共同募金会では、地域において身近な福祉課題に取り組んでいる団体や、住民に向けた福祉サービスを行う団体の、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を支援し、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進するため、次の助成事業を募集します。

事業実施期間

令和2年4月1日から翌年3月31日まで

助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動する県内のボランティア・NPO団体や、町内会・自治会等任意の住民グループ

<団体の要件>

- ◇ 営利を目的としていないこと。
- ◇ 特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動していること。
- ◇ 定款、会則（又はそれに準じるもの）が整備されていて、将来にわたる継続的な活動の見込みがあること。
- ◇ 今年度岩手県共同募金会が実施（又は推薦）する他の助成事業に決定（又は内定）していないこと。

助成額

1万円から20万円まで（千円単位で助成）

※ 県内全体の助成枠500万円

助成対象経費

- (1) 幼児・児童、高齢者、障がい児・者や、その他住民を対象に行う地域での福祉活動に、直接使用する機器・用具（以下「機器等」という。）の購入経費

注） 福祉活動と関係しない経費や、福祉活動に使用する頻度が低い機器等については、助成対象となりません。

- (2) 地域で福祉活動を行う団体が、活動拠点を立ち上げる際に必要な、機器等の購入経費

<助成対象とならないもの>

- ◇ 岩手県共同募金会が実施する施設整備費の対象となるもの
- ◇ 公立施設、管理運営受託施設又は、指定管理施設の事業や、公的資金（委託金、補助金等）が主たる財源となっている事業のために必要な機器等
- ◇ 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器等
- ◇ テレビ・机・イス等の備品、消耗品、ユニフォーム等（ただし、福祉活動に特に必要と判断される場合は、助成対象となります。）

応募方法

次の応募書類を、団体所在地の市町村社会福祉協議会に提出してください。

- (1) 「福祉のまちづくり支援事業」助成申請書（様式1）

※ 様式は、岩手県共同募金会及び各市町村社会福祉協議会において配布するほか、岩手県共同募金会ホームページ（<http://www.akaihane-iwate.or.jp>）の「助成事業」からダウンロードすることができます。

- (2) 定款、会則、規約又はそれに準じるもの
(3) 前年度の事業報告書・収支決算書
(4) 今年度の事業計画書・収支予算書
(5) 見積書の写し

※ 希望する機器等について、2か所以上の店舗から同機種による見積りを取り、写しを提出してください。なお、店舗オリジナル製品等により同機種での見積りができない場合は、同等の製品による見積りとしてかまいません。

- (6) 製品カタログ等（価格や仕様が分かる書類）の写し
(7) 会報、広報誌等、団体の活動が分かる書類（ある場合）

応募受付期間

令和元年10月15日（火）～令和元年11月29日（金）

助成決定及び助成金の交付

助成の採否は、令和2年3月末に決定し、令和2年4月上旬に通知します。

また、助成金の交付は原則前金払とし、団体からの交付申請を受けて指定金融機関口座に送金します。

事業の完了

助成事業が終了後1か月以内に、岩手県共同募金会に完了報告書を提出いただきます。なお、助成金に残金が生じている場合や、助成対象外経費への支出が認められた場合は、当該額の返金が必要となります。

問合せ先

団体所在地の市町村社会福祉協議会又は岩手県共同募金会までお問合せください。

【 岩手県共同募金会連絡先 】

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3
電話 019-637-8889 FAX 019-637-9712
E-mail iwate-kyoubo@iwate-shakyo.or.jp
照会先 佐藤尚樹

《地域での福祉活動の例》

【幼児・児童を対象とした活動】

- ・子育て支援（子育てサロン・サークル活動、親子交流事業、子育て相談・講座等）
 - ・児童健全育成（子どもの居場所づくり、遊びのプログラム、各種体験・交流事業等）
 - ・子ども・子育て世帯の見守り支援、読み聞かせボランティア、子ども食堂、児童福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動
 - ・若者自立支援（各種体験・交流事業、研修・講座、相談事業等）
- ※青少年を対象とした活動を含む

【高齢者を対象とした活動】

- ・介護予防教室、健康相談、各種講座
- ・ふれあいきいきサロン、一人暮らし高齢者等の昼食会、生きがいづくり支援
- ・見守り・配食サービス、外出支援、ゴミ出し・環境整備支援、高齢者福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動

【障がい児・者を対象とした活動】

- ・各種趣味活動、体験・交流事業
- ・障がいに関する学習会、啓発活動、相談事業
- ・見守り・配食サービス、外出支援、音訳・点訳図書による情報提供、障がい者福祉施設の訪問・交流事業、その他ボランティア活動

【その他住民全般を対象とした活動】

- ・世代間交流（地域行事やボランティア活動、地域文化の伝承活動等）を通じた住民の孤立防止や支え合いの地域づくり
- ・地域の福祉課題を解決するための活動
- ・住民を対象とした福祉講座、地域ボランティアの養成
- ・災害時の避難体制等を整えるための活動
（注）災害に備えて行う活動に使用する機器等は助成対象ですが、災害時に使用することを目的として整備する場合は、対象外となります。
- ・除雪・環境保全活動、住民が自ら行う社会貢献活動

上記福祉活動等に直接使用する機器・用具の購入経費を助成します